

ご存知ですか？

小規模事業者持続化補助金

どういった補助金なの？

小規模事業者が商工会の支援を受け経営計画に基づき実施する販路拡大等に取り組む費用の2/3(限度額50万円)を補助します。本事業は、国に補助事業であり申請書の審査の後、補助対象事業者が決定されます。

対象の取り組みは？

- ①販促用チラシの作成・配布②販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)
- ③商談会、見本市への出展④店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む)⑤商品パッケージ(包装)の改良⑥ネット販売システムの構築⑦移動販売、出張販売⑧新商品の開発⑨販促品の製造、調達等

補助金だけじゃない！

経営計画をつくる意味

今後の経営を考える上で、経営計画書は経営者自身の考えを文章に表現でき、経営ビジョンが明確になる最高のメソッドです！

あなたのお店や会社の将来、この機会に考えてみませんか？

※5月17日現在公募はありませんが、間もなく公募が開始される予定です。したがって、上記内容は変更される可能性があります。

小規模事業者持続化補助金申請への近道！

経営計画策定セミナー開催!!

補助金申請のポイントをわかりやすく解説します。

◇実施日時と内容

昼の部 令和元年 6月12日(水)
14:00 ~ 16:00

夜の部 令和元年 6月12日(水)
19:00 ~ 21:00

< 内容 >

1. 小規模事業者持続化補助金の概要
2. 公募要領のポイント解説
3. 経営計画書作成のポイント
4. 事業計画書作成のポイント
5. その他注意点

◇受講料：無料 ◇定員：20名

◇会場 丹波市商工会 本所

丹波市氷上町成松 140-7

小規模事業者とは

< 常時使用する従業員の数 >

- 卸売業・小売業：5人以下
- サービス業(宿泊業・娯楽業以外)：5人以下
- サービス業のうち宿泊業・娯楽業：20人以下
- 製造業その他：20人以下

講師

三国経営法務事務所

中澤 悠平 中小企業診断士

<プロフィール>

2012年独立開業。創業支援、事業再生などのコンサルティング業務や、補助金獲得の支援などを行っている。製造業、建設業、飲食、介護など、業種を限定せず幅広く中小企業の支援に取り組んでいる。

中小企業診断士、行政書士、経営革新等支援機関。公益財団法人大阪産業局登録専門家、公益財団法人神戸市産業振興財団登録専門家、大阪中小企業診断士会総務委員。



◇お申し込み

下記申し込み用紙に記入の上、FAXにてお申し込みください。(FAX. 82-7601)

経営計画策定セミナー受講申込書

FAX 82-7601

事業所名		連絡先	TEL
		TEL/FAX	FAX
氏名		昼の部(14:00 ~ 16:00)参加 <input type="checkbox"/>	
		夜の部(19:00 ~ 21:00)参加 <input type="checkbox"/>	

※記載いただいた個人情報は本会にて適正に管理し、本セミナーの開催に係る目的以外には使用いたしません。

お問い合わせ 丹波市商工会 第二経営支援課(担当：塩見・梶田) TEL. 82-3476